

介護事業所管理者 殿

宮崎市介護保険課長 福嶋 幸治
(公 印 省 略)

利用者との契約や同意等に係る押印手続きの見直しについて

平素から、本市の介護保険事業の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の交付等について（令和2年厚生労働省令第208号。）」において、厚生労働省老健局長等から発せられた通知等における行政手続の規定及び様式については、見直しに向けて検討しているところです。

また、要支援認定者等に関する地域支援事業に対して、正式な要綱改正の通知は届いておりませんが、令和3年3月9日発出の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料にて、利用者の利便性の向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等の押印について求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する方針が出されております。

つきましては、本市の取り扱いについては、下記のとおりとしますので、新規の契約や同意を得る必要性が生じたときから順次対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 契約書及び重要事項説明書の同意（ケアプランを含む）については、押印は必ずしも必要とするものではありませんが、利用者が同意した客観的な証明として自筆の署名を必ずもらうこと
- (2) 署名が難しい場合は、代替手段を明示し、同意したことが証明できるよう支援経過記録等（紙面・電子保存でも可）に残すこと

代替手段としては、以下のような方法が考えられます。

- ・本人又は本人のキーパーソンであることが確認されたeメールアドレスから提出されたメール本文(同意が確認できるもの)及び日時等、送受信記録の保存
- ・本人確認情報(氏名・住所等及び根拠資料)とその入手過程(コピー、郵便受付、メールでのPDF送付)の記録・保存及び文書や契約の成立過程(メールやSNS上のやり取り)の保存
- ・電子署名機能や電子認証サービス(利用時にID/パスワードで認証し、日時や認証結果などを記録・保存できるもの等)の活用

(文書取扱) 介護保険課